

## 【学校再編の基本方針】

### ●学校統合

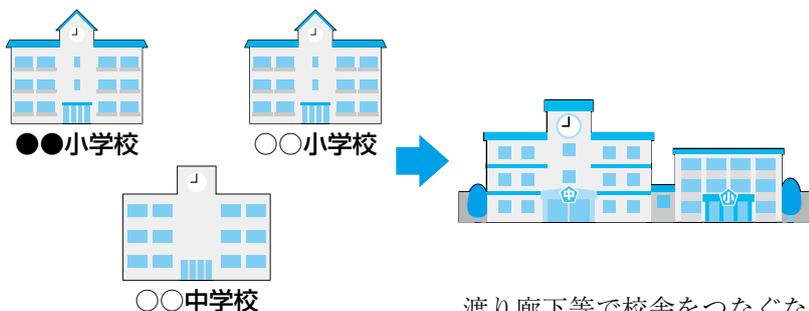
### ●施設一体型小中一貫校として再編・整備(要件が満たされる場合)

計画期間  
2022～31年度  
(35年度までの  
姿も見据えた計画)

〈施設一体型小中一貫校のイメージ〉

従来の小中一貫教育(施設分離型)

施設一体型小中一貫校



別の場所にあり、定期的に連携

渡り廊下等で校舎をつなぐなど同一敷地内にあり常時連携

## 再編の基本方針

### 学校統合を基本に学校再編

本市では、学校統合を基本に学校再編を進めることとします。また、教育環境や敷地・施設の面等で要件が満たされる場合には、施設一体型小中一貫校として再編・整備を行うこととします。

### ※施設一体型小中一貫校とは

小学校と中学校の校舎の全部または一部が一体的に整備されている学校のことをいう。いわゆる中1ギャップの解消や、小学生への中学校の専門教員による授業の実施、小中の9年間にわたる独自の教育活動等が可能となる。

## 再編の優先順位

次のとおり、段階的に学校再編を進めます。

### 1 最優先

▼既に複式学級が生じている小学校

### 2 優先

▼将来的に複式学級が生じると見込まれる小学校  
▼複式学級が生じる前に再編に向けての調整をはじめます。  
▼小規模化により課題が生じる中学校  
▼集団活動や部活動等で制約が生じる中学校については再編を進めます。

### 3 将来的な検討

「最低限確保したい学校規模(下限の目安)」とするため、将来的な学校のあり方について地域と検討を進めます。

## 学校の位置

学校再編後の校舎は、基本的には既存施設を有効活用することとします。その上で学校の位置は、次の項目をはじめとしたさまざまな観点から検討・決定します。

- ▼児童・生徒の通学距離
- ▼バス通学となった場合のバスの利用人数
- ▼施設の空き教室の状況
- ▼施設の老朽化の状況 など

## 協議の進め方

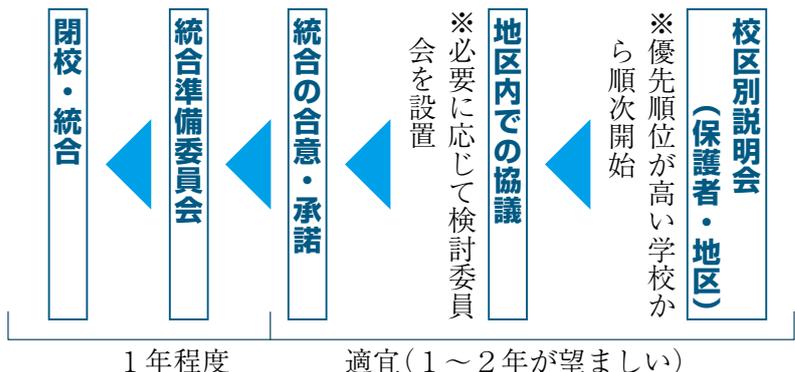
学校は、子どもたちの教育の場であるというだけではなく、地域の交流拠点や災害時の避難所などさまざまな機能を有しています。

学校再編の協議にあたっては、地域の歴史的背景や愛着等も考慮し、理解を得ながら慎重に進める必要があります。一方で学校再編が長期化した場合は、課題解消の遅延、学校の小規模化のさらなる進行等により、子どもたちへの影響や、保護者をはじめとした関係者の不安が大きくなる

懸念があります。

このことから、保護者の意向を最優先とし、該当校区の保護者・住民と対話を重ねながら継続的に協議を行うこととします。

### 進め方の流れ(一例)



※掲載している情報は編集時点(2月15日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。

地域	対象校	再編時期	備考
豊岡	新田小+中筋小 (+神美小)	2030年度前後※	神美小を含めた再編も検討
港・城崎	港小+城崎小	2031~35年度※	
	港中+城崎中	2028年度	
竹野	竹野小+中竹野小 +竹野南小	2022年度	施設一体型小中一貫校(2025年度) 竹野中学校の敷地内に整備
日高	八代小+日高小 +静修小	2024年度	八代小:小規模特認校の協議・検討
	三方小+清滝小	2031~35年度※	
	日高東中+日高西中	2035年度前後※	
出石	福住小+寺坂小	2024年度	「出石地域に小学校を1校」へ再編検討 (計画後期)
	小坂小+小野小	2025年度	
但東	合橋小+高橋小	2023年度	施設一体型小中一貫校(2027年度) 但東中学校の敷地内に整備
	[合橋小+高橋小] +資母小	2027年度	

## 配慮事項への対応

### 1 児童生徒への配慮

学校再編にあたって、児童生徒の環境が大きく変化することから、子どもたちの不安を理解し、取り除いていくことが必要です。新たな学校生活に早期になじめるよう、次のような取組みを行います。

#### (1) 子どもたちへの理解と心のケア

定期的なアンケート実施等による心境変化の把握と対応相談体制を充実します。

#### (2) 学校間交流

統合前から学校間の合同授業や交流事業を計画的に実施します。

#### (3) 教員の統合加配制度の活用

統合後の学校に元の学校の教師を配置します。

#### (4) 特別支援教育への対応

個々の特性に寄り添った対応が図れるよう環境を整備します。

### 2 通学への配慮

通学方法が変わることや通学時間が長くなることは子どもたちにとって大きな不安・負担につながります。安全・

安心に通学できるように次のような取組みを行います。

#### (1) 通学路の安全確保

通学路の変更に伴う危険箇所の再点検、地域の見守りボランティア等の協力

#### (2) 遠距離通学者への通学支援

通学バスの運行方法等の検討、バス通学訓練を実施



バス通学訓練の様子

### 3 放課後児童クラブ利用者への配慮

放課後児童クラブは、子どもたちの安全性の確保の観点から、小学校施設内または隣接地での設置を基本としています。学校が遠方になることにより「保護者の勤務先からの迎えの時間に支障が生じる」「児童の帰宅時間が遅くなり、生活リズムに悪影響が生じる」等が想定される場合等については、負担軽減の方法について検討します。

### 4 地域拠点機能としての配慮(学校跡地の有効活用)

学校は、児童・生徒への教育的機能が第一ですが、地域活動の拠点としての機能も担っていることから、跡地の利活用については、早期に検討を始める必要があると考えています。

利活用については、地域の意向、ニーズに配慮した上で、第一に市が必要とする機能確保、第二に公共的な団体等による事業の必要性を検討します。それらの活用策が見いだせない場合には、民間事業で地域の活性化につながる活用を模索します。

これらの活用策の検討は、地域と協議・調整を図りながら進め、活用策が決まるまでの間は、引き続き地域での利用ができるよう配慮します。

### 5 特色ある学校づくり

少人数ではできなかった多様な学習内容や方法を計画するとともに、地域の特性や良さが生かされるような仕組みづくりを進めます。

※掲載している情報は編集時点(2月15日)のもので、変更になっている場合がありますので、注意してください。